

電気通信大学入学料・授業料未払いによる除籍に関する細則

制定 平成27年3月26日細則第18号
最終改正 令和5年3月27日細則第23号

(趣旨)

第1条 この細則は、休学、復学、退学及び除籍に関する規程第13条第2項の規定に基づき学生の除籍について、必要な事項を定めるものとする。

(除籍の決定)

第2条 電気通信大学学則（以下「学則」という。）第24条第3号及び第4号の除籍については、学生支援センター運営会議の議を経て学長が決定する。

(入学料未払いによる除籍)

第3条 学則第24条第3号に規定する「所定の日」とは、電気通信大学入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程第6条第2項並びに同第10条第2項及び第3項に規定する日とする。

(授業料未払いによる除籍の基準)

第4条 学則第24条第4号に規定する除籍は、授業料を1期支払わず、催告を受けてもなおこれを支払わない者に対して行うものとする。

(除籍に係る単位等の取扱い)

第5条 第2条により除籍となった場合、当該学期における授業科目の履修登録、成績評価及び単位認定を取り消すものとする。

2 前項の単位認定は、他大学等で修得した単位を当該学期に本学の単位として認定した場合を含むものとする。

(雑則)

第6条 学生の除籍について、この細則に定めがない事項については、学生支援センター運営会議が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

2 「授業料未払いによる除籍の基準に関する申合せ」は廃止する。

附 則 (平成30年10月29日細則第3号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日細則第20号)

この細則は、令和5年3月14日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日細則第23号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。